あきる野市教育委員会3月定例会会議録

- 1 開 催 日 平成28年3月24日(木)
- 2 開催時刻 午後2時00分
- 3 終了時刻 午後3時46分
- 4 場 所 あきる野市役所 5階 505会議室
- 5 日 程 日程第1 議案第 3号 あきる野市文化財保護審議会委員の委嘱 について
 - 日程第 2 議案第 4号 あきる野市有形民俗文化財の指定につい で
 - 日程第3 議案第 5号 あきる野市教育委員会教育長に対する事 務委任規則等の一部を改正する規則
 - 日程第4 報告事項(1)あきる野市図書館複写サービス取扱要領 の改定について
 - 日程第5 報告事項(2)平成27年度あきる野市特別支援教育検 討委員会会議報告について
 - 日程第6 報告事項(3)平成27年度学力調査結果について
 - 日程第7 報告事項(4)平成27年度東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査結果について

日程第8 教育長及び教育委員報告

6 出席委員 教育長 私市 豊

教育長職務代理者 山 城 清 邦

委 員 田野倉 美 保

委 員 丹治 充

委 員 宮田正彦

- 7 欠席委員 なし
- 8 事務局出席者 指導担当部長 肝付俊朗

生涯学習担当部長 学 関 谷 教育総務課長 小 林 賢 司 学校給食課長 義彦 木 下 指導担当課長 西山豪一 生涯学習スポーツ課長 細 谷 英広 図 書館 長 松島 満 指 導 主 事 梶 井 ひとみ 指 導 主 事 櫻 井 欣 也

9 事務局欠席者

教育部長森田勝教育施設担当課長清水保治スポーツ・公民館担当課長吉岡賢

開会宣言 午後2時00分

教育長(私市 豊君)

それでは、始めたいと思います。教育委員の皆様には去る3月18日に中学校の、そして本日午前中には小学校の卒業式に参列していただき、教育委員会としての告辞を述べていただきました。ありがとうございました。各小中学校ともに厳かに、そして厳粛のうちに滞りなく行われたものと思っておりました。

しかし、そうではありませんでした。御堂中学校の卒業式では、来賓として招待いたしました市民の代表である1人の市議会議員の行動により、教育委員会、学校、市、議会事務局に苦情や抗議が寄せられました。その内容は、次のようなものでありました。本日18日、御堂中学校で卒業式が挙行されました。その中で国歌斉唱のとき、女性の工議員のみ起立いたしませんでした。思想の自由を制限することはできませんが、イデオロギーで起立できないのなら欠席したほうが、生徒の晴れの門出に水を差すより理にかなっていると思います。あきる野市及び市議会の毅然とした対応を希望します。中学校からの案内では式の進行にご協力をお願いする旨を記しており、このような結果になり大変残念に思っております。このほかにも同様の内容のものが3件寄せられております。また、本日の草花小学校での卒業式でも同様のことが起こっており、さらに苦情等がふえることが予想されます。教育委員会としても今後何らかの対応をしなければならないと考えておりますので、ご承知おきを願います。

それでは、ただいまからあきる野市教育委員会3月定例会を開催いたします。

本日は、教育委員全員が出席しており、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第

14条第3項に規定する定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

本日傍聴の希望がありますので、許可したいと思います。

なお、事務局、森田教育部長、清水教育施設担当課長、吉岡スポーツ・公民館担当課長 が欠席をしております。

それでは、議事日程に従って会議を進めたいと思います。

まず、議事録署名委員の指名については、丹治委員と田野倉委員を指名します。

それでは、議事に入りたいと思います。

日程第1 議案第3号あきる野市文化財保護審議会委員の委嘱についてを上程します。 この件は人事案件ですので、非公開で会議を進めたいと思いますが、いかがでしょうか。

《異議なし》

教育長(私市 豊君)

それでは、非公開で会議を進めます。傍聴人の方は退席をお願いいたします。

= 非公開=

教育長(私市 豊君)

質問がないようですので、質疑を終了いたします。

日程第1 議案第3号あきる野市文化財保護審議会委員の委嘱については、原案のとお

り承認することに異議ございませんか。

《異議なし》

教育長(私市 豊君)

異議なしと認めます。

日程第1 議案第3号あきる野市文化財保護審議会委員の委嘱については、原案のとおり承認されました。

傍聴人を入室させてください。

続きまして、日程第2 議案第4号あきる野市有形民俗文化財の指定についてを上程します。

それでは、説明を生涯学習担当部長にお願いをいたします。

生涯学習担当部長(関谷 学君)

では、議案第4号でございます。議案第4号あきる野市有形民俗文化財の指定について。 上記の議案を提出する。平成28年3月24日。提出者、あきる野市教育委員会教育長、 私市豊。

提案理由。平成28年1月25日付あ教生発第58号により、あきる野市文化財保護審議会に諮問した二宮神社の算額絵馬及び真照寺の猿曳駒絵馬の指定について、平成28年2月15日付で答申があったため、あきる野市文化財保護審議会条例第4条第1項の規定により、別紙のとおりあきる野市有形民俗文化財に指定したいので、委員会の承認を求める。

別紙1をごらんください。読み上げます前に、申しわけございません。一部訂正をお願いいたします。別紙1の6番の指定理由が数行書いてございますが、その一番最後のところに丸が2つございまして、これは丸1文字誤植でございまして、丸の1つを削除いただければと思います。大変申しわけございませんでした。

では、別紙1についてご説明をいたします。1、指定の種別、有形民俗文化財。2、名称及び員数、二宮神社の算額絵馬1点。3、所有者、宗教法人二宮神社宮司、河野清亮、あきる野市二宮2325番地。4、所在地、あきる野市五日市920番地1、五日市郷土館でございます。5、規模、縦45.1センチ、横、85.1センチ、厚さ、5.4センチ。6、指定理由、日本古来の数学である算額の方法によって幾何学図形の中の指定の箇所の寸法を算出したことを記し、絵馬額として神前へ奉納したものである。寛政6年、1794年の奉納年と奉納者として、現あきる野市、日の出町の住民3名のほか、信州水内郡参歳村(現長野県長野市大字三才)の住民の名が記されており、地域の住民を中心とする集団の学習活動の成果として、寸法を算出することができたことを記したものである。江戸後期における地域住民の知的な文化状況を伝えるとともに、江戸の近郊の学芸や官撰地誌、新編武蔵風土記稿などの作成にかかわった在地の八王子千人同心の文化の影響も示

続きまして、別紙2でございます。1、指定種別、有形民俗文化財。2、名称及び員数、 真照寺の猿曳駒絵馬1枚。3、所有者、宗教法人真照寺、西川暢芳。あきる野市引田 863番地でございます。4、所在地、あきる野市引田863番地。5、規模、 縦23.7センチ、横、16.7センチ、厚さ、1.2センチでございます。6、指定理

唆し、さらに、多摩地域に現存する数少ない算額絵馬の中で最古であり貴重である。

由、引田山真照寺に古くから伝えられる奉納絵馬であり、江戸後期の官撰地誌、新編武蔵風土記稿や武蔵名勝図会に既にその存在が記されている。表面には明神鳥居を背景に、猿が馬の指縄をとる姿が浮き彫りにされ、裏面には銘文が刻まれている。この銘文によって、この地域を支配していた平山右衛門太夫の家中、志村肥前守景元が引田村の山王権現へ奉納するため、天正17年、1589年に次男の角蔵に製作させたことがわかり、都内に現存する絵馬として最古である。また、近世に絹織物の生産を祈願する護符の版木として転用されたことを古記録からうかがうことができ、奉納絵馬から民間信仰の護符の版木へと用途が変化する過程を伝えている。都内最古の絵馬として貴重であるとともに、近世村落の生産活動と民間信仰の一端を伝える資料としても貴重である。

以上でございます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

教育長(私市 豊君)

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質問がありましたらお願いをいたします。いかがでしょうか。

宮田委員。

委員(宮田正彦君)

今回は絵馬が2点になるわけですけども、こういう調査というのはもう既にあきる野市 として調査は終えているのですか、石碑なんかは以前やられておるわけですけども、この 辺の調査はもう終わっているわけですね。

教育長(私市 豊君)

生涯学習担当部長。

生涯学習担当部長(関谷 学君)

ご説明いたします。今ご指摘のあった石造物は、悉皆調査をしましたけれども、絵馬については、絵馬というテーマでの悉皆調査というのはおこなっていません。ただ、合併前の当時に五日市は五日市町、秋川市は秋川市で、それぞれ町史、市史の編さんをしておりますけれども、そういった編さんをするときに、そういったものはいろいろと調査されております。ただ、それが全市域、町域全ての悉皆調査というものではなかったかと思いますが、そのときに非常に希有であり、歴史的に貴重なものという性質のものであることは情報としてはございましたので、改めてここで指定したいということでお諮りしたものでございます。

教育長(私市 豊君)

ほかに。

山城委員。

教育長職務代理者(山城清邦君)

これ前もお聞きしているかもしれないのですけれども、重なっていたらごめんなさい。この2点なのですが、これは所有者のほうから自分のところにこういうものがあるんだけど、これは指定に値するものなのかどうかという、そういう流れがあったのか。それとも所有者は関係なくて、その辺に詳しい方々が市のほうにこういうものがあるのだけど、これ指定したらどうかという、そういう流れがあったのでしょうか。どちらなのでしょう。

教育長(私市 豊君)

生涯学習担当部長。

生涯学習担当部長(関谷 学君)

先ほども申し上げましたとおり、この2件の文化財については、もうかなり前から情報としては行政のほうにありまして、市史とかの、あとほかの書物にも記述があるものでございます。ただ、当初、今ご指摘あったように所有者からお話があったのか、市から何らかの調査をかけて明らかになったのかについては、かなり前のことなので、ちょっと今はわかりませんが、市が文化財を指定文化財にしようとするときには、大きくはご指摘の2通りがありまして、所有者から情報提供、もしくは所有者とか関係者とか情報提供があって、市が調べに行って見て価値を発見するケースと、市の行政のほうから調査をかけていって発見するケースと、大きくは2通りございます。

以上です。

教育長職務代理者(山城清邦君)

算額絵馬なんていうのは非常におもしろいものですよね。それと、真照寺の絵馬も都内の最古となると、1589年程度で最古となると、絵馬という性質のものでしょうかね。 意外と古いものはないのだなというようなことがありますけど、それぞれ、ああ、そうなのかというようなもので、びっくりするようなものですので、もっと早くからあったのかなとちょっと疑問に思ったものですから。ありがとうございました。

教育長(私市 豊君)

ほかに。

田野倉委員。

委員(田野倉美保君)

今回この2つの絵馬が文化財の指定として上がっているのですけれども、これで文化財として指定された場合、今後はどのような予定になるのでしょうか。算額絵馬のほうは現在五日市郷土館のほうにもうあるのですね。もう一つのほうは今真照寺のほうにあるということで、市民に公開をするとか、今後の予定について教えてください。

教育長(私市 豊君)

生涯学習担当部長。

生涯学習担当部長(関谷 学君)

市の指定文化財にするというのは、そのものの価値を認めて指定文化財としての縛りをかけて、価値が損なわれないように後世に残すという目的と、あとは市民が、市のいわゆる市民の全体の文化遺産だと、宝物だということを知ってもらうことも大きな役割だと思います。ですので、指定したから指定しっ放しではなくて、市にはこういった文化財があるんですよということを郷土館なり、場合によっては考古館とか、そういった場所を使って広く市民に周知をするような方策は今後とっていきたいというように考えております。もちろん、まずは所有者にちょっとご相談をさせていただいて進めたいと思っています。

教育長(私市 豊君)

よろしいですか。

委員 (田野倉美保君)

はい。

教育長(私市 豊君)

ほかに。よろしいでしょうか。

《なし》

教育長(私市 豊君)

質問等がないようですので、質疑を終了いたします。

日程第2 議案第4号あきる野市有形民俗文化財の指定については、原案のとおり承認することに異議はございませんでしょうか。

《異議なし》

教育長(私市 豊君)

異議なしと認めます。

日程第2 議案第4号あきる野市有形民俗文化財の指定については、原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第3 議案第5号あきる野市教育委員会教育長に対する事務委任規則 等の一部を改正する規則を上程します。

それでは、説明を教育総務課長にお願いします。

教育総務課長。

教育総務課長 (小林賢司君)

議案第5号あきる野市教育委員会教育長に対する事務委任規則等の一部を改正する規則。 上記の議案を提出する。平成28年3月24日。提出者、あきる野市教育委員会教育長、 私市豊。

それでは、提案理由でございますが、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の施行に伴い、あきる野市教育委員会教育長に対する事務委任規則等の一部を下記のとおり改正する必要があるため、委員会の承認を求めるものでございます。

これは行政不服審査法が平成26年6月に全部改正が行われまして、平成28年4月1日から施行となり、不服申し立ての手続の審査請求への一元化により、異議申し立ての廃止及び審査請求できる期間が、従来の60日から3カ月延長する等、規定が改められました。このことに伴いまして文言整理等、規定を整理する必要が生じたため、関係規則等の一部を改正するものでございます。教育委員会の所管規則では3本の改正となります。

それでは、改正内容を説明させていただきます。まず、第1条としまして、あきる野市 教育委員会教育長に対する事務委任規則の第2条第1項第11号中「異議申し立て」を「審 査請求」に改めるものでございます。

次に、第2条としまして、あきる野市産業文化複合施設の設置及び管理に関する条例施 行規則の様式第5号中「60日以内」を「3カ月以内」に改めるものでございます。

続きまして、第3条としまして、あきる野市民文化ホールの設置及び管理に関する条例 施行規則の様式第7号中「60日以内」を「3カ月以内」に改めるものでございます。

附則としまして、施行期日につきましては、行政不服審査法施行日、平成28年4月1日となります。

経過措置としまして、行政庁の処分、その他の行為または不作為についての不服申し立

てであって、この規則の施行前にされた行政庁の処分、その他の行為またはその規則の施 行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものにつきましては、なお従前の例による ものでございます。

説明は以上となります。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

教育長(私市 豊君)

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

何かご質問などはありますか。

山城委員。

教育長職務代理者 (山城清邦君)

この異議申し立てが審査請求に改まったということは、この行政不服審査法の中の今ま での異議申し立てが全てこれ申請という言葉に入れかわった。そうですね。

教育総務課長(小林賢司君)

はい。それと、あと60日以内が3カ月。

教育長職務代理者(山城清邦君)

一般的にこういう法律改正があった場合に、あきる野市ならあきる野市の条例とか規則 にどこがひっかかってくるかというの、これどうやって洗い出すのですか。

教育総務課長(小林賢司君)

担当部署としては総務課法規係という部署がありまして、そこから各部署にメール発信されて、大体改正の内容を法規係はつかんでいますので、この文言が変わりました等といった連絡や教育委員会が文部科学省からの連絡などで、改正の情報を先に得た場合には、こちらから法規係のほうへ伝え、そこから流すというようなことでやっております。

教育長職務代理者(山城清邦君)

漏らさないように網羅するというのは結構神経を使う仕事ですよね。

教育長(私市 豊君)

そうですね。

教育長職務代理者(山城清邦君)

インデックスにひっかかるということではないのでしょうから、それぞれ各自治体でアンテナを張って必要なところをピックアップして手をつけていかなければならないという、そういう作業。

教育長(私市 豊君)

そのとおりですね。

教育長職務代理者(山城清邦君)

わかりました。

教育長(私市 豊君)

ほかに、なにかございますか。よろしいでしょうか。

《なし》

教育長(私市 豊君)

質問等がないようですので、質疑を終了いたします。

日程第3 議案第5号あきる野市教育委員会教育長に対する事務委任規則等の一部を改正する規則は、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

《異議なし》

教育長(私市 豊君)

異議なしと認めます。

日程第3 議案第5号あきる野市教育委員会教育長に対する事務委任規則等の一部を改正する規則は、原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第4 報告事項1、あきる野市図書館複写サービス取扱要領の改定について、報告者は説明をお願いします。

図書館長。

図書館長(松島 満君)

あきる野市図書館複写サービス取扱要領の改定について報告させていただきます。

図書館における複写サービスにつきましては、著作権法の31条によりまして、通常、執筆者の権利が保護されていますけれども、この31条で例外規定として複写をすることができる形になっています。基本的には図書館のほうで複写をして利用者に提供するという形になるわけですが、今複写機ですね、自動課金式のコインを入れて、そこで複写をするという形でのサービスが一般的になっています。この場合に著作権法の範囲の中で行われたかどうか。コピーをとり終わった後に確認するという行為が、利用者団体等の取り決めといいますかガイドラインがございまして、そちらのほうで図書館のほうでしっかりとり終わった後に確認をしなさいということが定められました。このためこの規定を追加すること、それにあわせて条文のほうも文言整理をさせていただきました。

変更した内容につきましては、2条のところですね、第2条第1項の1号から4号まで列挙しておりますが、これはもともと文章で表現されておりました。わかりやすくするために列挙させていただいています。それと同じ形で文言整理をしたところが第4条でございます。こちらも第1号、第2号、第3号までございますが、これが文章での表現になっておりまして、裏面の第5条のところ、こちらの第2項が1号から3号までございます。こちらの文章表現は、この号に分けて明確化させていただいております。今回主眼となりますのは第6条、この部分に複写作業を行った後、職員が、こちらが、許可した範囲内で行われたかについて、こちらでその確認をしなければいけない。この条文を追加させていただきました。

あと、様式につきましては、利用者カード番号と氏名、こちらのところの表記が非常に 使いづらいという利用者からの今までの申し出がありましたので、こちらのところを修正 させていただきました。

以上でございます。

教育長(私市 豊君)

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

何か質問などはありますか。

丹治委員。

委員(丹治 充君)

新しいサービスですが、一方で著作権の問題が背景にあるということですね。これは、 複写をしてから著作権にひっかかるかどうかの確認をされるのですか。

教育長(私市 豊君)

図書館長。

図書館長(松島 満君)

申請をいただきまして、こちらの申請内容をまず確認をさせていただきます。例えば当日の新聞ですとか、また全くとれないものもございます。資料を持ってきてカウンターでこの申請を書いていただく段階ないしはその申し出を受けた段階で、まずチェックをさせていただきます。とった後の問題となりますのは、例えば1つの記事の半分までしかとれないというような事例がございます。2分の1を超えて、1枚の例えば地図などでも、見開きが一つの著作物ということで、その一部分ということで、最大半分の大きさまでしかとれないというような規定がございます。それを超えて、例えば地図であれば両面とられているという場合には片方を提供できない形になりますので、事前にもちろん申請をいただいて、とられるときにはご説明させていただきますが、終わった後も、もう一回確認をしなければいけない。申請のときには半分で、例えばその半分だけとりますよと言いながら、とり終わったら2枚、両側をとっていたというような事案がありますので、そういったものはしっかりチェックしなさいというガイドラインになりますので、それに合わせてチェックさせていただきます。

教育長(私市 豊君)

丹治委員。

委員(丹治 充君)

学校教育のほうの関係から見ていきますと、調べ学習などで図書館を活用させていただいた場合に、この資料が欲しいということで、子供たちが少人数ではなくて大勢の人数で図書館を訪れるような場合も想定されるのですが、そのときもいわゆる審査といいますか、それからあとは時間的な問題というか、その辺はどの様にお考えになっているのでしょうか。

教育長(私市 豊君)

図書館長。

図書館長(松島 満君)

調べ学習など学校教育の場合には若干また取り扱い違う部分がございますけれども、図書館の資料につきましては、この規定で制限される部分がありますので、時間的には、申請といいますか、コピーをとりたいという資料を持ってきていただいて、例えば1冊の本の半分までですとか楽譜はとれないとか、いろいろ個別にマニュアルがございます。そちらと照らし合わせて、すぐに判断させていただきますので、お時間いただくようなものではございません。ただ、それも事前のチェックをして、なおかつ違法にとられてしまうということは、やはり図書館側、提供する側として問題がございますので、とり終わった後もチェックはさせていただくということの規定がございます。

委員(丹治 充君)

ありがとうございました。結構です。

教育長(私市 豊君)

ほかに。

田野倉委員。

委員(田野倉美保君)

今のお話の続きなのですけども、かなり複写サービスをお願いするような市民というのは、1日にたくさんいらっしゃるのですか。

教育長(私市 豊君)

図書館長。

図書館長(松島 満君)

最近やはり少し少なくなってきています。今いろんな情報をネットでとられるような状況がありますので、以前より少なくなってきておりますけれども、中央図書館で、年間、今、枚数の数値が思い出せないのですけれども、日々膨大な量ではないです。1日、件数にすると四、五件ぐらいだと思います。

教育長(私市 豊君)

山城委員。

教育長職務代理者(山城清邦君)

複写をしたものを添付ファイルにしてメールでばらまくというのは、これ著作権法に ひっかかることなのですか。例えば何か資料を複写しますよね。それを添付ファイルと してメールでいろいろな方面に流した場合には、これは著作権法に抵触することになり ますか、そういう場合。

教育長(私市 豊君)

図書館長。

図書館長(松島 満君)

公衆送信ということで問題になります。

教育長職務代理者(山城清邦君)

公衆送信。

図書館長(松島 満君)

いろんな著作権制限されていますので、それぞれ図書館の中で複写するものについては、調査研究の目的のために1人1部ということで提示させていただいていまして、それを個人的に使う意味では問題ないのですが、いろんな、それをさらにコピーをしてほかに使われる、送信ではなくても、別にいろんな方にお配りするという形になりますと、またそこで問題がございますので。

教育長職務代理者(山城清邦君)

ありがとうございました。

教育長(私市 豊君)

ほかに。よろしいでしょうか。

《なし》

教育長(私市 豊君)

それでは、本件は報告として承りました。

続きまして、日程第5 報告事項2、平成27年度あきる野市特別支援教育検討委員会 会議報告について、報告者は説明をお願いいたします。

指導担当課長。

指導担当課長(西山豪一君)

それでは、資料のほうをごらんいただければと思います。平成27年度あきる野市特別 支援教育検討委員会につきまして報告させていただきます。

まず、この会議なのですけれども、これにつきましてはあきる野市教育委員会が主体に はなりますが、取り組んでおります特別支援教育に関しまして、一番おお基となる会議で ございます。そちらのほうの概要のところに書かせていただいておりますが、そこに今回 ご出席していただいた委員は、そこにあります15名ということになっておりますが、例 えば小中学校の代表であったり、校長代表であったり、幼稚園、それから保育園の園長先 生の代表、それから保護者の代表、あと都立あきる野学園からも来ていただいたり、あと 関係している市役所の部長など、さまざまな立場の方にご出席していただいております。 こちらは例年年2回実施するものなのですが、後ほどご説明させていただきますが、昨年 度制定いたしました特別支援教育推進計画に基づく実施状況報告をこの年は行うというこ とで、年1回という形で実施させていただきました。日時は、平成28年2月2日、場所 は市役所の会議室です。流れのところをごらんいただければと思いますが、最初に私市教 育長よりご挨拶をいただきまして、委嘱状、任命書の交付をした後、今回の趣旨について のご説明と、あと特別支援教育推進計画に基づく実施状況についてご報告させていただき ました。さらに最後に、この会議に出席していただいております東京家政大学家政学部児 童教育学科の准教授であります半澤先生から、最後ご講評をいただいたという会でござい ます。

1枚めくっていただきまして、具体的な内容について少しご説明させていただければと思います。昨年度策定いたしました、こちら推進計画の中で実施状況についてどうなっているかというものを少しご説明させていただければと思います。まず、就学前の推進計画としまして、そこにあります(1)から(4)までがございます。それぞれにつきまして、27年度の実績という部分が書かれていると思います。例えば配慮を要する幼児の就学支援の充実という部分につきましては、26年度の利用に関しまして、この就学支援シートを活用した就学時期の支援の充実につきましては、就学支援シートが効果的に作成まで進められているのがわかります。それを受けまして、学校のほうで、それを生かした指導に繋げていくことができていることがわかります。

それから、次のページに移りまして、小中学校での推進計画というところで、そこに(1)から少しページをめくっていただきまして(8)までございます。その中では例えば(1)の④番、個別の教育支援計画、個別指導計画の作成・活用というところがございますが、そちらに関しましては、これは平成27年5月1日現在の数ではございますけれども、支援計画が小学校で293件、中学校で139件、それから指導計画に関しましては339件、中学校で42件という状況だということでご報告させていただいております。

また、ちょっとページをめくりまして、(3)番ですか、教員補助員、それから介助員の

配置というようなことにつきましても、そこにありますように数を記入させていただいておりますが、特に特別支援教育にかかわる教員の人数が平成25年度の状況で55名というところで、今年度のところが67名というふうにふえているということがわかると思います。

また、(5)番、就学、入級相談の実施というところにつきましても、このように書かせていただいておりますけれども、数としましてはそれほど大きな数ではないんですが、平成26年度は7回就学入学相談を行いまして63件、今回は8件を当初予定しておりまして、延べで66件という形で、やはり多くの相談件数が上がっているということがわかります。これらのことに関しまして、事務局のほうでご説明をさせていただいた後に委員のほうからさまざまな質問や意見がありました。

また、ページをめくっていただきまして、少し箇条書きになっておりますが、委員からの質問及び意見というところをごらんいただければと思います。例えば校内研修についてはどのような形で行っているかというようなことがございました。これに関しましては、ユニバーサルデザインというようなものを通常の学級の中でも取り入れていくために、どういうことをしていけばよいかなどを各学校それぞれの実態に応じて行っておりますというような形で回答しております。また、ユニバーサルデザインについても改めてご質問もありました。どういったものにユニバーサルデザインと捉えているのか。もちろん教室環境もそうですけれども、例えば授業の進め方だったり、目当てをしっかりと掲示するようなことだったりというような事柄も含まれているということでお話をさせていただきました。意見としましては、そのところにありますように、特に養育支援が必要な未就学児が飛躍的に増加しているため、市としても受け皿を検討していく必要があるのではないかというご意見をいただきました。

また、個別指導計画に関しては、これ必ず100%にしなければいけないといったご意見をいただきました。ただ、この個別指導計画に関しましては、学校のほうで必要だというお子さんに対して、先ほどお話しさせていただきましたようなパーセンテージでつくっておりますので、保護者とやりとりをした後につくっているものにつきましては、基本100%と考えております。学校が今の状況で、この子にはちょっとそういうのが必要かなというときにみたてたものの割合が今、先ほどお話をさせていただいておりますが、それでもまだまだそこで保護者との共通理解をいただいていないところもございますので、その辺は今後も進めていきたいというふうに思っております。

それから、特別支援教室、来年度から始まりますけれども、それについてもご意見をいただきまして、とてもよい取り組みであるのでぜひとも推進してほしいという形でご意見をいただきました。

最後に、半澤先生からの講評の中であったことを幾つかご報告させていただきます。 2 つ目の丸のところにありますように、現在、インクルーシブ教育システムの構築に向けてということで、さまざまな取り組みが進められていると。機会均等のための責務が関係者にはあるで、その辺を十分に踏まえた上で指導を行っていただきたいというようなことがございました。

それから、個別の教育支援計画、個別指導計画に関しましては、先ほどお話しさせてい

ただきましたように、ある程度つくるところまではできていて、今後はそれをどう活用していくかというところが課題となっているというふうにご説明もいただきました。

また、特別支援教室、来年度から始まりますけれども、専門員の資質の向上を図る必要がある。それぞれの学校を回って指導するわけですから、さらにそういう指導員の力量を高めていく必要がある。とともに、どういうお子さんを対象にするかというところをしっかりと考えていく必要があるということでご意見をいただきました。

以上、雑駁ではございますが、報告とさせていただきます。

教育長(私市 豊君)

説明が終わりました。

何かご質問がありますでしょうか。

山城委員。

教育長職務代理者 (山城清邦君)

本当に今特別支援教育というのが就学前から始まって、とても大きな問題だろうと思うのですけども、おかげさまで私の知る限りでは、あきる野市は一生懸命やっていただいているというふうに思っております。ですから、ここにも質問やご意見なんかもありましたけども、踏まえてより充実したものにしていただきたいと思っております。現場のほうではこういった支援体制がとれていることによって、非常に日々の活動において心強いものを感じていると私は思っております。

そこで質問なのですけれども、講評の中にデイサービスのニーズが急激にふえていると ありますけれども、このデイサービスというのは、この特別支援教育、学校、あるいは就 学前教育に関してどういうことを言っているのでしょうか。その点だけ教えてください。

教育長(私市 豊君)

指導課長。

指導担当課長(西山豪一君)

こちらデイサービスというところに関しましては、所管としましては教育委員会ではご ざいません。福祉のほうで取り組んでいるものでして。

教育長職務代理者(山城清邦君)

あちらのことですか。

指導担当課長(西山豪一君)

そちらにかかわっている関係部長もおりますので、その意味でこの特別支援教育という ふうに進めてはおりますが、先ほどのお話、山城委員からもいただきましたように、教育 委員会だけのものではなくて、かなり関係課で連携しながら進めていかなくてはいけない ものですので、こちらデイサービスという部分についても、今後また市としても考えてい く必要があるということでご意見をいただきました。

教育長職務代理者(山城清邦君)

わかりました。ありがとうございました。

教育長(私市 豊君)

ほかに。

丹治委員。

委員(丹治 充君)

今回の特別支援教育検討委員会議内容等について理解はできました。特に、この特別支援教育、各学校で取り扱うこと、それから特別支援教室が設置されていくという関係はわかりましたが、義務教育を終えた後の流れをどのようにとらえられているのか、これまで関わってきた子供たちが、義務教育を終えた後の支援の取り組みはどのようになっていくのか、具体的にどの程度まで検討されているのでしょうか。

教育長(私市 豊君)

指導課長。

指導担当課長(西山豪一君)

今、丹治委員からご質問いただいた件につきましては、かなりまだまだこれからという部分もございます。主に担当としましては、例えば障害者支援課とか、そういうところが中心になって行うものになってくるかなというふうには思いますけれども、例えばハローワークとの繋がりであったり、別にNPO法人のアスクなど、そういうところとの連携なども出てくるのではないかと思います。また、都立あきる野学園とも、やりとりをさせていただいておりますので、中学校卒業した後の高校進学という部分につきましては、その辺もかかわっていただくことになるかなと思っております。特に就労という部分につきましては、今後も教育委員会にとどまらず、またいろいろな関係課と連携しながら対応を進めていきたいと考えます。

教育長(私市 豊君)

よろしいですか。

丹治委員。

委員(丹治 充君)

要望1点として、いわゆる義務教育修了後の子供たちが、就労するまではやはり看取っていく必要があるのではないかと思うのですね。ですから、この特別支援教育の根幹をやっぱり考えていくと、地域の中で障害を持つ子供たちが、あきる野の市民として最終的には、地域の中で生活できるような体制をやはり考えていくことが、特別支援教育の完結だろうと思うのです。そういった意味で、特別支援教育は東京都の中でも本市は先進的に進めている事業の1つでありますから、ぜひ、その後の取り組みとして一例、二例でも最初は構わないと思いますが、その後どうなっているのかという追跡調査といいますか、看取りという観点から課題等も見つけてほしいとお願いしたいと思います。

以上です。

教育長(私市 豊君)

ほかによろしいでしょうか。

《なし》

教育長(私市 豊君)

それでは、本件は報告として承りました。

続きまして、日程第6 報告事項3、平成27年度学力調査結果について、報告者は説明をお願いします。

梶井指導主事。

指導主事 (梶井ひとみ君)

よろしくお願いいたします。本日配付させていただいております資料でございます。 A 3 判カラーで 2 枚あるかと思いますが、そちらのほうをごらんいただけますでしょうか。 今までは A 4 判で 4 枚から 8 枚程度ご用意させていただいておりましたが、本年度は、平成 2 7 年度東京都児童・生徒の学力向上を図るための調査結果についていうことで 1 枚、 A 3 判で 1 枚、そして 2 枚目に平成 2 7 年度全国学力・学習状況調査結果ということで配付をさせていただいております。

それでは、1枚目のほうから発表させていただきます。まず、1枚目の東京都の学力調 査につきましては、左の上に概要版とございますが、対象は小学校の第5学年と中学校の 第2学年で、教科に関する調査は、小学校は4教科、中学は5教科を載せております。そ の隣には小学校第5学年と中学校第2学年の調査の結果、平均正答率をあきる野市と東京 都との並べて書かせていただいております。左側の真ん中あたりにございます下のグラフ につきましては、小学校の正答数分布図ということで、棒グラフがあきる野市、折れ線グ ラフが東京都をあらわしております。右側につきましては、同じく中学校の結果でござい ます。そちらのそれぞれの結果から、左側の下のところに小学校の傾向と分析ということ で、東京都の平均正答率の比較を記載しました。小学校につきましては、全ての教科にお いて平均正答率を下回っており、最も差が大きいのは国語でした。特にそれぞれの教科の 特徴ということで、こちらに教科の内容、または読み取る力につきまして、それぞれ書か せていただいております。主にこちらの課題になっているかと思いますが、例えば国語に つきましては、教科の内容、テーマについての知識、理解、技能、そして書く能力が東京 都と比較しまして大きく下回っている。社会につきましては、教科の内容の社会的事象に ついての知識、理解と読み解く力の必要な情報を正確に取り出す力が大きく下回っている。 算数については、教科の内容の算数への関心、意欲、態度は、都を上回っているけれども、 読み解く力の全ての観点において下回っている。理科については、教科の内容の自然事象 への関心、意欲は、都とほとんど同じであるが、教科の内容の観察、実験の技能と読み解 く力の比較、関連つけて読み解く力は5ポイント以上下回っているということで、それぞ れの教科の比較をしてみました。中学校につきましても同じように書かせていただいてお ります。中学校につきましては、東京都との平均正答率の比較について、全ての教科にお いて平均正答率を下回っており、最も差が大きいのは英語でした。それぞれの教科の比較 につきましては、資料に書かせていただいているとおりでございます。

一番下のところには、授業改善点のポイントとしまして、これらの結果や質問紙の調査結果からより具体的な課題に対しての対応ということで書かせていただきました。まず、質問紙調査結果からわかったことにつきましては、小学校、中学校ともに、授業がわかり、要因としてお互いに意見を出し合ったり学び合ったりすることが多い。自分で考え、考えたことを発表する授業が多い。先生の教え方が丁寧だから、こういう項目を選択した児童生徒の割合は過去3年間で増加しており、各学校では授業改善に取り組んでいる成果といえる。それぞれ小学校については、例えば国語においては、既習の漢字を正しく使って、正しく使ってまとまりのある文章を書くこと、目的や相手に応じて、どのように書けば伝わるのかを考えさせる場面を設定することなど、言語活動を充実する。社会、それ以外の

教科につきましても、それぞれの単元、また特に問題の中で課題があったものにつきましての具体的な取り組み等について書かせていただいております。

2枚目の全国学力・学習状況調査の結果につきましては、一枚目と同じように左の上に 調査の概要としまして対象の学年、小学校第6学年、中学校第3学年、こちらは教科に関 する調査は国語と算数、数学でございますが、今年度、平成27年度の調査は理科が追加 されています。また、生活習慣や学校環境に関する質問調査がございます。その隣に、東 京都と同様に小学校と中学校それぞれの教科のあきる野市、東京都、全国の平均正答率を 書かせていただいております。グラフにつきましても東京都と同様に、あきる野市と全国 を比較したものでございます。全国につきましては、小学校につきましては、東京都及び 国の正答率を比較すると全ての教科において下回っている。ただし、国語、例えば国語A につきましては、書くことは、正答率が83%以上であり、都や国とほぼ同じであります。 一方で、話すこと、聞くこと、読むことについては、課題が見られるといったようなこと がありました。また、中学校につきましても、東京都と国の平均正答率を比較すると、国 語Bを除く全ての教科において下回っているが、その差は3ポイント以内ということがわ かりました。国語のAの話すこと、聞くこと、読むことの平均正答率が80%以上であり ますが、一方で伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項や書くことについては課題が あるということになりました。事業改善のポイントにつきましても、それぞれの教科のと ころで特に課題が見られることにつきまして、具体的な改善策を書かせていただいており ます。

私からは以上です。

教育長(私市 豊君)

説明が終わりました。

何かご質問がありましたらお願いいたします。

丹治委員。

委員(丹治 充君)

今回の調査結果について東京都のほうから見ていきますと、例えば中学校ですけども、全ての教科において正答率が低くなっていること。特に最もその差の大きいのが英語の4ポイントなのですが、中学校に入ってから英語の学習が始まっていると思いますし、小学校の英語の活動については英語嫌いをつくらないというあたりが十分に考慮された中での中学校での英語教育だと思いますが、どうしてこのような結果が出てしまうのか。その辺の分析などいかがですか。

教育長(私市 豊君)

梶井指導主事。

指導主事 (梶井ひとみ君)

英語につきましては、過去3年間を見まして、本年度、一番差が大きくなっておりまして、1つずつ説明を見ますと、特にそちらに書かせていただいたところですね、最後の授業改善のポイントの中学校についての一番下から2行目あたり、前置詞や副詞といったことの記載あるように、そこの設問の正答率が非常に低かったところです。そこがかなり大きく影響していると思います。それ以外のところでは都と同じか、もしくは上回っている。

それぞれの設問の正答率もございましたけれども、そこでかなり、25ポイント以上大きくなっておりまして、そちらにつきましては、各中学校のほうにもそこについて確認をしまして、その際の指導については十分気をつけて、今後前置詞の問題についても、これについては対応しながら授業を工夫していくようなことで、こちらからも話をさせていただいておるところです。

教育長(私市 豊君)

丹治委員。

委員(丹治 充君)

例えば前置詞の分野あたりでつまずいているとすれば、例えば1年間通して英語のカリキュラムを実施したときに、その分野を例えば時期的に、これは次の学年でやったほうがいいだろうというような、そのような取り組みは、各教科で行う場合があるわけですが、そういうあたりが影響しているのですか。そういうことではないのですか。

教育長(私市 豊君)

梶井指導主事。

指導主事 (梶井ひとみ君)

恐らく問題等からと、あとその回答を含めて、学校に伺ったところ、前置詞の捉え方というか感覚といいますか、日本語と違うところについて十分な理解ができていなかったのではないかということのようでしたので、特に時期というよりは前置詞の捉え方といいますか、そういったところの理解といったように捉えています。

委員(丹治 充君)

ありがとうございました。

教育長(私市 豊君)

田野倉委員。

委員(田野倉美保君)

今の前置詞のお話ですが、英語の前置詞は種類がかなり多くて、こういった場合にはこの前置詞を使うという、慣用的な使い方がすごく多いのですね。だから、しょっちゅう英語に慣れ親しむ時間が多くないと、なかなか頭の中に定着しないという部分があるとおもいます。ちょっとこの資料だけではわかりませんが、今までの情報からするとあきる野市の中学生や小学生は、学習に割いている時間が都心の学校の生徒に比べて少ないと思われます。特に英語、もちろんほかの教科もそうなのですけれども、そういった定着させなきゃいけないものに関しては、やはり時間をかけて、やればやるほど頭の中に定着するものなので、家庭での反復学習という部分がもうちょっと上がってくれば、なかなかいい結果に結びつくのではないかなと個人的には思っています。

ちょうど良い機会ですので、1つご報告したいと思うことがあります。実は私の友人が 今ハワイのほうに留学しているのですけども、そこにパールハーバーの記念館というのが あるんですね。日本の中学生が二度と戦争が起こらないようにというような平和へのメッ セージを書いた千羽鶴を折って、そちらの記念館に送って置いておきます。すると、そこ を訪れた外国の方がその千羽鶴を持って帰って見て、その生徒にまたメッセージを送ると いうような草の根活動をしている友人がいるのです。たまたまこの間、その友人から連絡 がありまして、あきる野市の英語の先生がその活動に参加してくださっているという報告を受け、私は非常に誇らしく思いました。まだまだ数少ない参加者の中にあきる野市の中学校の英語教諭が積極的に最初に手を挙げて参加してくださったというのを聞いてすごくうれしく感じました。中学生にとっては自分が書いたメッセージが実際に外国の方に読まれて、その方からまた返事がもらえるというので、英語を学ぶ上ですごくモチベーションアップにつながると思うのですね。また平和について考える良いきっかけにもなると思います。教科として英語を学ぶだけでなく、学んだ英語を実際に自分で使える状況を先生方が考えてくださって、そういった活動を実践してくださっているということに、非常に感銘を受けました。せっかくなので報告させていただきました。

このように学校の先生方は頑張っていらっしゃるとは思うのですよね。学校訪問で各学校へ行ってお話聞くと、授業改善についても皆さんすごく頑張っていらっしゃるので、あとはそれをどう生徒、児童に定着させていくかという部分だと思います。そこの部分はやはりご家庭の協力ですとか、補助金等をいただいて補助教員を増やし、補習の時間ですとか、放課後の時間とか夏季休業の時間とか、そういうのを使って、なるべく長い時間学習に取り組む時間を増やそうという活動をしていますので、これがもうちょっと継続していけば、結果として見えてくるのではないかなと期待していきたいと思います。

以上です。

教育長(私市 豊君)

ありがとうございました。

ほかに。ほかにはございますか。

山城委員。

教育長職務代理者 (山城清邦君)

結果は結果として、これは受けとめなきゃならないことなのだと思うのですけれども、そこで授業改善のポイントがここに示されておりますけども、例えば東京都の学力調査の結果も下の授業改善のポイントのところに、例えば小中学校とも授業がわかる要因としては、お互いに意見を出し合ったり等と書いてあります。これいわゆるグループ学習のことになるのかなと思うのですけれども、こういった点も含めまして、この結果に基づいて、例えば授業改善、それから学力向上のための方策として各学校に指導するに当たって、具体的な改善のポイントというものは何本分ぐらい示されているものなのでしょうか。ということが1点と、それから特に国語では以前から読み解く力が云々という話がよく出てくるんですけども、これは本当に難しい、改善するには難しい話だろうと思うのですね。先ほどの前置詞と同じように相当時間をかけて、そういったものになれている、接するということ、一般的に国語で言えば文章を読むことをたくさん重ねていかないと、こういったリテラ

シーというのは上がっていかないと思うのです。これを小中学校の国語の授業の中で、あるいは国語は全教科にとって基礎的な科目ですから、ほかの科目にもわたって読み解く力を向上させていく具体的な方策というのが何かあるものなのか。どうしたらいいのかということをちょっと私よくわからないのですけども、その辺は各学校を指導する上でどういった点がポイントとして示されて、こういうふうにしたらいいのではないかという具体的

な提案というのはどのような形態でされているのでしょうか。

以上です。

教育長 (私市 豊君)

梶井指導主事。

指導主事 (梶井ひとみ君)

授業改善のポイントにつきましては、授業を改善する支援プランというものを各学校、各教科、作っていただいておりまして、こういった調査結果を踏まえて、さらにどこがポイントで、絞って指導していけば改善していくのかといったかたちで、各学校でつくっていただいて、それをこちらのほうも確認しながら、また指導しながら、ということで進めておりますので、特にポイントとしますと、先ほどお話がございます言語活動を充実させていくというものが大きなことで1つあります。また、特に国語につきましては、それぞれの教科、単元とか教科について何を自分で取組んでいくかといったようなところから言語活動を充実させていくという指導をさせていただいております。

教育長(私市 豊君)

よろしいですか。

指導課長。

指導担当課長(西山豪一君)

ご質問ありがとうございます。全てをポイントとして項目立てて学校のほうには示してはいないのですけれども、特に本年度学校のほうに学校訪問した際にいろいろと助言をさせていただく中で、まず本市の狙いをしっかりと示してくださいということを、それは必ず言っております。何をきょうは学んだのか。それはやっぱり子供たちがわからないと、結局1時間終わったときにしっかりとした力をつけられないというところで、その部分については、学校訪問する際には必ず、伝えさせていただいております。

それから、もう一点、これも多くの場面でお話しさせていただいているのが、授業をやりっ放しではなくて、最後に必ず振り返るような活動を入れてほしいということで入れております。例えば授業の振り返りを行うことで、こういうところがわかったというような感想を出させるのも一つの方法ですし、例えば算数とかで考えれば、同じような問題を実際に解いてみて、本当にそれがしっかり解けるようになったかというような形で確認をしていく。そういう授業の終わり方という部分についても、こちらのほうから助言をさせていただいております。今後も授業を改善していく必要があります、事業改善推進プランを活用しながら、そういう細かい部分についてもまた指導をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

教育長(私市 豊君)

よろしいですか。

ほかにございますか。よろしいでしょうか。

《なし》

教育長(私市 豊君)

それでは、本件は報告として承りました。

続きまして、日程第7 報告事項の4、平成27年度東京都児童・生徒体力・運動能力、 生活・運動習慣等調査結果について、説明をお願いします。

櫻井指導主事。

指導主事 (櫻井欣也君)

今年度の東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査結果について報告いたします。資料は2種類です。1つは、内容についてまとめたもの、もう一つは、あきる野市と東京都の調査結果を比較したカラー刷りのものです。

初めに、内容についての資料をごらんください。本年度の都内公立小中学校全校が調査を実施しました。調査事項は、表に示した種目で行う体力、運動能力に関する実技調査と、質問紙による生活・運動習慣等の実態調査です。中学校の体力、運動能力に関する調査の選択部分については、市内全中学校が郵送を選択しました。調査期間は、昨年4月から6月までの間で、各学校が決定し実施しました。

2枚目以降は、都の平均との差等についてまとめてありますので、後ほどごらんください。

では、調査結果について報告いたします。初めに、体力・運動能力に関する調査です。 先ほど2種類目と言いました調査結果をごらんください。まず、全種目を総合した体力合 計点について、項目、表でいうと一番右側になります、ですが、小学校は全体的に都の平 均値を上回っております。下回っている学年も幾つかありますが、下はわずかです。

2枚目、中学校では、全学年で都平均値を上回っております。小学校の個々の種目の結果については、握力、上体起こし、反復横跳びにおいて、男女とも多くの学年で都平均値を下回っております。長座体前屈、立ち幅跳び、ソフトボール投げでは、多くの学年が都平均値を上回っております。中学校の5個の種目の結果については、幾つか都平均値を下回っているものもありますが、多くの項目で都平均値を上回っております。

次に、今回の結果を受けて本年度取り組んできたことと、次年度に向けての課題です。 各校で体力・運動能力に関する調査結果について分析し、体力向上委員会において中学校 区ごとに情報交換、協議を行いました。具体的な取り組みの推進として、瞬発力を高める ことを目指した授業の中で鬼ごっこをやったりサーキットトレーニングを行ったり、そう したさまざまな取り組みが実践されております。

次年度に向けての課題としては、多くの学年で都平均値を下回った握力、上体起こしなどの項目に関する取り組みを充実させていくことです。また、小学校、中学校での連携した取り組みが継続的に行われている現状を維持し、中学校の体育科教員の高い専門性を生かした情報交換や交流事業などを継続的に行うなど、小学校の教員の指導力を高めることも重要であると考えております。

続きまして、生活・運動習慣等の実態調査です。こちらの資料はございませんが、都の 平均値との差等を文章でまとめているものが、先ほどの調査結果の概要についての2枚目 の下のほうからまとめてありますので、そちらを後ほどごらんください。

まず、生活・運動習慣等の実態に関する調査についての、運動部所属・運動実施状況と 1日の運動時間についてです。小中学校ともに運動部に所属している割合が高い学年で運動時間が長いことから、運動部での活動が運動する時間の確保となっていると考えられま す。

次に、朝食の有無、睡眠時間についてです。朝食を毎日食べていると回答した児童生徒は、全体で8割から9割程度でした。睡眠時間の8時間以上と回答した児童生徒の割合は、学年が上がるにつれて、その割合は減っています。体育科の保健領域の学習や食育による児童生徒への指導が必要と考えております。

次に、テレビの視聴時間、携帯の視聴時間についてです。小学校では、テレビを毎日2時間以上視聴している児童は3割程度、携帯については2時間以上視聴している児童の割合は、1年生では1割未満ですが、学年が上がるにつれて割合が増加し、6年生で2割を超えるという結果でした。中学校ではテレビを毎日2時間以上と回答した生徒の割合は4割を超え、携帯については2時間以上視聴していると回答した生徒は、中学校1年生では3割程度ですが、小学校と同じように学年が上がるにつれて増加し、3年生で4割を超えるという結果でした。今後保護者会等でテレビや携帯の視聴時間の縮減を啓発し、運動時間や運動の機会の確保を図っていく必要があります。また、学校でのSNS等のルールの話し合いや家庭でのルールづくりなどを通して、児童生徒が自分自身で自己管理できるよう啓発するとともに、保護者の意識を高める必要があると考えております。

運動の実施状況、運動実施の時間帯、運動時間平均については、下校後に運動していると回答した児童生徒が6割を超え、運動の平均時間は長いという結果でした。土曜、日曜日の運動状況、回数、1週間の運動時間平均ですが、小学校、中学校ともに土曜日、日曜日の平均時間が長く、部活動での活動が運動時間の機会と時間の確保になっていると考えられます。

最後に、運動に対する意識、体育の授業についてです。できなかったことができるようになったきっかけについては、教師にコツやポイントを指導してもらった。自分で工夫した。先生や友達のまね、友達に教えてもらったと回答した児童が、ほかの回答よりも割合が高いこと。また、中学校では、運動が好き、またはやや好き、運動が得意、またはやや得意と回答している割合が多いことから、授業において発達段階に応じた適切な指導が行われていることや児童生徒が運動に向き合い学び合う時間が確保され、運動に関する自己肯定感が高まっている結果であると捉えております。今後の取り組みとしては、児童生徒の運動についての関心、意欲を高めるとともに、体力を高める授業を継続的に行い、運動に対する自己肯定感を高めていくことが重要であると考えております。

以上で東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査結果についての報告を 終わります。

教育長(私市 豊君)

説明が終わりました。

質疑に入ります。

何かご質問がありますでしょうか。

宮田委員。

委員(宮田正彦君)

この表ですけども、あきる野市の学校、小学生のあきる野市で6年まで載っていて体力 の合計点が出ているわけですけども、これはあきる野市の小学校を全部それぞれでやった 種目を足して割ったという、で考えていいのですか。例えば、ある学校が抜きんでていて、 この学校はかなり下回っている学校もあり得るかと思うんです。その辺はいかがなので しょうか。

教育長(私市 豊君)

櫻井指導主事。

指導主事 (櫻井欣也君)

今おっしゃるとおりで、各学校によってかなり実態が違いまして、あきる野市として平均値として出すとこのような結果になるのですが、その体力の項目ごとに、あきる野市としては平均値が都を下回っているのだけれども、学校単位で見ていくと都の平均値を上回っているという学校もあるのが実情です。

教育長(私市 豊君)

宮田委員。

委員(宮田正彦君)

その辺の原因というのですかね、その辺はどういうふうに見られていますかね。どう やったら改善できるとか、こういうふうに示されているのですけども、その辺は何か、当 然要因があると思うのです。その辺は、いかがでしょうか。

教育長(私市 豊君)

櫻井指導主事。

指導主事 (櫻井欣也君)

各学校をこの調査結果をもとに改善策を授業や年間を通した行事等を通して改善を図るような取り組みをしているのですが、全部にまだまだ情報が行き渡っていない部分もありますし、あとは各学校における運動の実施状況、スポーツクラブ等への参加ですとか運動部への参加ですとか、学校が行っている体力向上を図るような取り組みというものに差があって、重点的に取り組んでいる学校は結果が出ているところはあるんですが、そうではないところでは、結果に差が出てしまっているという現状でございます。

教育長(私市 豊君)

よろしいですか。

委員(宮田正彦君)

はい。

教育長(私市 豊君)

ほかにございますか。

山城委員。

教育長職務代理者(山城清邦君)

ただいまの話も含めまして、本日、たまたまこの学力、それから運動能力、それから生活習慣、3つここに出てきたのですけども、そこの3つの要素として考えた場合に、それぞれ相関関係があると考えられるように思います。しかし、市全体で均してみますと、なかなかそういった関係性が掴みづらいのではないかと思います。各学校別に解析した場合に、その辺の3つの要素に相関性があるというように考えられているのでしょうか。

以上です。

教育長(私市 豊君)

指導担当部長。

指導担当部長(肝付俊朗君)

おっしゃる部分というのは少なからずというように。学力についても、それから体力に ついても、やはり学校でのさまざまな取り組み、それが成果につながっているというのは 紛れもない事実だと思います。ただし、そこには当然子供たちという対象がいるわけです から、その子供たちには発達段階もあれば、それまでの経験というものの違いもあるわけ ですから、先ほどもございましたけども、急に幾ら頑張ってもそういった経験の中でなか なか伸びが見られないという子供たちもいますし、あるいはそういった適切に指導するこ とによって大きく伸びたという子供たちもいるのも事実ですから、全てそれが、その辺を まとめてお話ができるというわけじゃないですけども、ただ学校の教員の取り組み、ある いは工夫、そしてそれを学校全体で組織的にどれだけ行われているかということは、子供 の体力向上、あるいは学力向上についても大きな成長の要因にはなっているというふうに 思います。今後はそういったものも分析しながら、これは人の配置にもあります。人事上 の配置もありますし、勢いのある教員をどういった配置していくか、あるいはそういった ものを研修を通して、取り組みの質をどのように高めていくかということをしていかなき やいけないというのと、それから先ほどお話ありましたけど、学力にしても体力にしても、 子供たちのどの部分が足りないのか、どの部分をテコ入れすれば、子供たちの力が伸びて いくのかということについては、授業改善なり、あるいは指導の工夫というものは今後必 要になってくると思いますし、そしてその補充ということで、先ほどわかる授業というの がありましたけども、授業がわかるかは、その時間にわかっても、それが確実に自分のも のになっているかということはまた別問題なので、ですからそのわかったという時間が、 子供たちの本当の力になるように、繰り返しの指導であったりだとか、あるいはそれがた だ単に話し合いすればいいというだけじゃなくて、それが子供たちの真の力になるような 話し合いの工夫というものが今後必要になってくると思いますし、それは体力を向上させ るためのことであっても、生活習慣についてであっても同様だということですので、引き 続き指導に当たっていきたいと考えております。

以上です。

教育長(私市 豊君)

ほかに。よろしいでしょうか。

田野倉委員。

委員(田野倉美保君)

今学力と体力と生活習慣の相関関係というお話が出ていますが、ちょっと生活習慣の部分であきる野市の子供たちに心配な部分が見られるかなと思います。教育委員会によっては携帯電話のことですとか、SNSの使用について目標というか、そういうのを立ててやっているような教育委員会もあると聞いていますので、あきる野市のほうでもそのあたり、いかがでしょうか。資料を見ますと携帯電話の使用時間ですとかテレビの視聴時間ですとかというものがかなり長いように見受けられます。また朝御飯を食べている子供が8割から9割、残りのじゃ1割、2割は食べないで学校に行っているのかという部分がかなり心配

です。その辺あきる野市として何かルールを定めてはどうかなとちょっと考えました。 以上です。

教育長(私市 豊君)

指導課長。

指導担当課長(西山豪一君)

ありがとうございます。委員ご指摘のとおり、学校では携帯電話に関してはまだまだ確かに十分ではないにせよ、かなり頑張って努力して取り組んでございます。今後の一つの方策としましては、当然家庭への啓発、それから家庭との連携という部分も考えております。例えば先ほどのSNSに関しましては、今年度市P連と一緒に行っております会の中で、テーマをSNSの使い方という部分に特化して、それで講演を本年度実施させていただきました。今後も引き続き家庭への啓発というような部分も含めて取り組んでいきたいと思っております。また、同じく今のSNSに関しましては、先ほどの報告の中にもありましたように、学校のほうでは子供たち自身がどういうふうに使っているかということを考えていく取り組みを、早い学校ではもう本年度から、さらに時間をかけてという学校に関しましては来年度から取り組むということになります。市としましては、それらの学校の取り組みを、今度の7月に行われます、いじめをなくそう子ども会議の中で報告を出し合い、市としてはどういうことができそうかということを児童・生徒に考えさせて、それを各学校のほうに戻していくなどの取り組みも今予定しております。

以上でございます。

教育長(私市 豊君)

ほかによろしいでしょうか。

宮田委員。

委員(宮田正彦君)

直接これに関係したことではないのですけども、ある中学校が、その学校の2年生の学力がひどいということで、数学の先生が補講をしたいということで募集をかけたら、教室に入り切れないほど募集があったらしいです。学生とすれば自分ができないのはわかっているから勉強する意欲はあるのです。しかし、学校から帰った家庭学習と、学校内での補講というのは、違うと思うのですよね。学校の中だったらある程度できるかなという生徒が多いのでしょう。そういう形をほかの学科でもやってくれるといいよねという話を耳にすることがあるのですが、その辺の、何ていうのですか、どのようにすれば、学校内で行えるのかがちょっとわからないのです。例えば中学校の先生が授業を持っていて、それ以上はもうとてもできないような状況なのか、あるいは就業時間の中でそういう補講ができるような時間がとれる状況なのかなというのは、その辺はどうなのでしょうか。

教育長(私市 豊君)

指導課長。

指導担当課長(西山豪一君)

今お話いただいておりますような、例えば授業以外での学習の場の確保というところに つきましては、確かにある中学校では部活動に行くまでの時間を必要な子供は残してとい うようなことで取り組んでいる学校もございます。また、今年度から取り組んでおります 学力ステップアップ推進地域指定事業の中では、そういう教員補助員、外部の指導員を活用して、教員だけではなく、そういう者たちも活用しながら、放課後の時間、もしくは補充の時間などで、さらに基礎的なものを徹底していこうということで取り組んでいるところもございます。この推進事業に関しましては、それぞれの取り組みを学力向上委員会のほうへいろいろ出し合いながら、各学校のよい取り組みという部分を情報共有しながら進めているところもございます。また、今回お話をいただいたことにつきましても、28年度の取り組みの参考にできるように、教育委員会としても学校のほうに情報提供しながら、よい取り組みを広げていきたいというふうには考えております。

以上でございます。

委員(宮田正彦君)

ぜひお願いしたいと思います。

教育長(私市 豊君)

ほかによろしいでしょうか。

《なし》

教育長(私市 豊君)

それでは、ないようですので、本件は報告として承りました。

続きまして、教育長及び教育委員の報告に入ります。

それでは、私から報告をいたします。

お手元にありますような報告の内容になりますが、その中から、3月5日の生涯学習シンポジウムにつきましては、丹治委員さんの基調講演、「学校と地域」という題目で基調講演をいただいて、その後パネルディスカッションを行いました。細かいのは後ほど丹治委員からあるかもしれませんので、よろしくお願いしたいと思います。

それから、3月8日から10日までの3日間、市議会の一般質問ございまして、今回は20人の議員の中から11人の議員さんが教育委員会関係の質問をされました。特にその質問の中で小学校の英語教育、それから登下校時の見守り体制、公民館のポスター、チラシ取り扱い基準、特別支援教室、東京オリンピック・パラリンピックに対する考え方、貧困と学力、こんなようなところの一般質問が出されました。

3月18日の午後、せせらぎ教室の修了式が行われました。ことしは7人の中学3年生が修了式に出席しまして、一人一人に手づくりの修了証書が渡されました。午前中の中学校の卒業式とは違った感動を受けました。7人全員の進路が決定しており、保護者の皆様も大変うれしそうでございました。

以上が私の報告でございます。

ほかに委員の方からご報告をお願いいたします。

山城委員。

教育長職務代理者(山城清邦君)

私のほうは、3月6日、ゆとろぎホール開館10周年の記念式典に参加しました。教育長がいらっしゃらないので、かわりに名代ということで行ってまいりました。ゆとろぎホール、ご存じのとおり大きなホールなのですけども、この記念式典で感じたところは、ゆとろぎホールを拠点としていろんな市民の文化活動が非常に積極的に多方面にわたって

とり行われている。その中心的な場を提供する場として、このゆとろぎホールというのが、つい私たちは音楽ホールとしてしか念頭にないのですけども、あそこが大きな活動の拠点として、公民館活動、市民のいろんなサークル活動、それも市民の方が主体的になって運用しているということで、なかなかすごいなと思って見てまいりました。今月は自分の都合にかまけて余り活動ができなかったものですから申しわけないと思っておりますが、とりあえず名代として出席しました。羽村のゆとろぎホール開館10周年記念の式典についてご報告させていただきました。

教育長(私市 豊君)

ありがとうございました。

田野倉委員。

委員(田野倉美保君)

3月は各中学校で合唱コンクールが行われていました。ちょっと時間がなくて御堂中しか聞きに行けませんでしたが、今年度初めての試みということで、草花小学校の6年生が中学校の合唱コンクールに特別出演という形でキララホールのステージに立って演奏しました。また、3月19日、これはもう12回目になるのですけれど、増戸小学校と中学校の吹奏楽部ジョイントコンサートということで、吹奏楽部がやはり小中一緒になって演奏会をおこなっていました。地域や保護者にとってもですが、児童や生徒、本人たちが一緒になって力を合わせて一つの行事をやるというのは、本当に小中一貫教育の目に見える形になっていて非常によかったと思います。おのおのどうでしたと、生徒、児童に質問していたのですけども、中学生は、「小学生がいるから自分たちがしっかりしなきゃと思った。」小学生は、「中学生の姿を見て、自分たちの近い将来を目の当たりにして、来年は自分たちがああなるのだなというのがわかって非常によかった」といった感想を述べていました。

もう一つ、先週の金曜日、18日の日に東中学校の卒業式のほうに参加させていただきました。ことし東中学校は生徒主体というのをすごく全面に打ち出して、先生方があれこれ準備をするのではなく、生徒自身に任せて自主性を育てようという形で様々な学校行事に取り組んでいらっしゃいました。卒業式のときもそれが遺憾なく発揮されていまして、非常に良かったと思います。中でも卒業生の言葉というのがあったのですけれども、お世話になったそれぞれの先生一人ひとりにメッセージを述べていて、本当に生徒と先生の信頼関係が成り立っているのだなというのが非常によくわかって、感動的な式になっていました。

以上です。

教育長(私市 豊君)

ありがとうございました。

丹治委員。

委員(丹治 充君)

私のほうは、今回社会教育部のほうから要請を受けまして、生涯学習シンポジウムで、お話をさせていただきました。内容は「学校と地域」ということなのでありますけども、地域と学校の連携についても、過去を振り返ってみて最初どのあたりから出発しているのかということと、あと今次の学習指導要領の改訂に伴うところの、やはり今地域と学校の

協働といいますか、そういったことが色濃く望まれていますので、地域皆様方のより一層 の学校への協力をお願いできればというような観点からお話しをさせていただきました。

その中で、今現在、あきる野市の場合には学校長が学校評議員の皆さん方に学校経営・運営等について説明し、学校について理解していただいているのですが、ところが、近年、八王子市の公立学校では学校運営委員制度を取り入れ、学校運営をしているところができてきました。学校そのものの経営形態は、今後、コミュニティスクールという位置づけで、学校長だけが経営を行うというものではなく地域の皆さんにも運営委員として学校経営に参加していただくものです。地域の学校が、地域の方々と一緒になって学校を経営していくというような、比較的新しい教育経営方法であり、地域教育のあり方を示す一つの方向性というものがみられますが、恐らく今後ふえてくるのかなと思います。そのあたりの視点を今回のシンポジウムの中に入れさせていただきました。そういう点、やがてあきる野市でも学校運営委員の制度をとるのかどうか。やはり検討を要する場面があるかもしれません。そのほか学校評価についてもかなり踏み込んだ内容形で行われていました。

それから、もう一点は、西中の定期演奏会は、田野倉委員もおられましたけども、学校の教育活動が地域の皆さん方に本当によく理解されており、開かれた学校としての広報活動が、学校の特色を満遍なく地域に発表されているという点で、実に子供たち、あるいは保護者の皆さん方や教員も自らも楽しんでいました。そこで、特徴的だったのは、各学校の定期演奏会には、吹奏楽部のOBたちと保護者が大半を占めているのです。ところが、西中では在校生が大勢観客として詰めかけ吹奏楽部員を応援していました。そこが他校とはちょっと違った色合いが出ており、非常にあたたかで、ぬくもりのある勇壮な演奏会を楽しみ鑑賞することが出来ました。

以上です。

教育長(私市 豊君)

ありがとうございました。

宮田委員。

委員(宮田正彦君)

卒業式、西中と東秋留小学校のほうですけども、出させていただいたのですけど、それぞれのやはり生徒というのですか、児童の姿とかあるいは中学の生徒を見ると、やはりそこの先生の姿が反映されているなという気がしています。西中はやはり整然とした、そして大人っぽい雰囲気の卒業式でしたし、興味のあった東秋留小学校の卒業式、とても温かい雰囲気で、それこそ校長先生の温かい雰囲気がそのまま出ていました。教育は人が人をつくっているんだなという気が、やはりそういうものなんだなという気がしました。どちらも大変厳粛に行われていて、子供のほうがかえって、その式を厳かにやっているのだなという雰囲気が感じられていて、保護者は後ろでカメラを構えてやっていますけど、そういう意味ではもう大人なんだなという気がいたしました。

以上です。

教育長(私市 豊君)

ありがとうございました。

山城委員。

教育長職務代理者 (山城清邦君)

済みません。私も、学校の卒業式のこと言っていませんでしたので、私、御堂中と、そ れからきょうの増戸小と2校出させていただきまして、いずれもどこの市内学校もそうな のでしょうけども、式典をするときの生徒たち、あるいは学童たちの立ち居振る舞いが、 何というのでしょうか、ぴしっとしていて、見ていてすがすがしくなるというか気持ちが よくなるような感じがいたしまして、形と心、心と形というのでしょうか、こういう節目 では、ふだんは自由でいいのですけども、きちっとした行動がとれるということはとても 大事なことだと思っております。それがそれぞれできておりましたし、特に増戸小学校の、 小学校にしてはかなりそういった意味ではきっちりとした子供たちの壇上への進み方、自 席を立ってからの進み方、来賓への挨拶、きびすをきれいに返して回れ右をして壇上に 登っていく姿、受け取って最後自席に戻るまでの姿というのは本当に見事だったと、私は 思っております。これができるということが大事なことなのだなと、私はいつも思ってい るほうなのですけども、それを見られてよかったなと思っております。これは幼児も多分 一緒だと思うのです。幼児だからといって、そこをぐずぐずすることはよくない。保育園、 幼稚園の場合、子供たちでも必要なときにはきっちりと、例えば1時間ぐらいといったら かなり長いですけども、学校に進んでから授業のときにはきちんと座席に座って姿勢を崩 さないでいるということは、幼児のときからやっぱりやっていく必要があるのだなという ことをつくづく感じて帰ってきた次第です。

以上です。

教育長(私市 豊君)

ありがとうございました。

ほかによろしいでしょうか。

《なし》

教育長(私市 豊君)

それでは、これで教育長及び教育委員会の報告は終了いたします。 最後に、事務局から今後の日程等についてご案内をお願いします。 教育総務課長。

教育総務課長(小林賢司君)

それでは、今後の日程等につきましてご案内させていただきます。

3月31日木曜日でございますが、午後2時30分から市役所5階503会議室におきまして、退職教職員辞令伝達式を開催いたします。

4月1日金曜日でございますが、午後2時30分から教職員辞令伝達式、午後3時30分からは新規採用教職員辞令伝達式を、ともに市役所5階503会議室で開催をいたします。

4月6日水曜日は小学校の入学式、翌4月7日木曜日は中学校の入学式となります。招待につきましては、本日ご案内をさせていただきます。

4月14日木曜日でございますが、東京都教育施策連絡会が東京代々木体育館で開催を されますが、詳細はまだわかりませんので、わかり次第ご案内をいたします。毎年都庁で 行っておりますが、ことしは校長会と合同というようなお話であります。 4月20日水曜日でございますが、東京都市町村教育委員会連合会平成28年度第1回常任理事会及び理事会が東京自治会館で午後1時から開催をされます。山城教育長職務代理者が常任理事となっておりますので、よろしくお願いいたします。午前11時30分に出発しますので、よろしくお願いいたします。

最後に、次回4月の定例会でございますが、4月28日木曜日午後2時から505会議室で開催をいたします。

以上でございます。

教育長(私市 豊君)

以上、今後の予定等もありましたけども、何か最後にございますか。よろしいでしょうか。

それでは、これをもちまして3月定例教育委員会を閉会といたします。 ご苦労さまでした。

閉会宣言 午後3時46分